

臨床倫理指針

最善の医療を提供するために、本指針を遵守し、札幌秀友会病院（医療法人秀友会）職員としての自覚・責任感をもって職務に専念することで、地域社会に貢献します。

1. 患者さんにとって最善の利益を提供できるように努めます。
2. 全ての患者さんの人権、意思決定権を尊重して十分な説明を行い、同意を得るように努めます。
3. 患者さんのプライバシーを尊重して個人的な情報を保護し、職務上の守秘義務を遵守します。
4. 医療の倫理に則り、各種法令・法規を遵守し、国内外や関連学会などで標準として公表されている診療指針、ガイドラインに基づいた医療を提供いたします。
5. 医療事故、院内感染の防止に努め、安全で良質な医療を、公正かつ公平に提供できるよう努めます。
6. 全職員が医療人としての責務を自覚し、互いの専門性を尊重して良好な関係を築き、最善の医療を目標としたチーム医療を推進します。
7. 地域の中核病院としての機能・役割を果たすべく、地域の医療機関・福祉機関などと協力し、良好な連携を推進していきます。
8. 診療情報や診療録の管理を適正に行い、規則に則った開示を行います。
9. 当事者での判断が困難な倫理的問題には、院内の臨床倫理委員会で審議、検討を行います。

臨床倫理問題への方針

1. 個人情報保護について
患者さんの要配慮個人情報・個人識別符号等を含めた個人情報・データの管理・取り扱いについては、「個人情報保護法」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（厚生労働省）」等の法令・指針を遵守します。
2. インフォームドコンセント（説明と同意）について
 - (1) 患者さんが治療の方針や方法を自ら選択・決定・拒否できるように、検査や治療内容、合併症・副作用等のリスク、予後の見通し等、その他必要事項について、当院が定める「札幌秀友会病院における説明と同意に関するマニュアル」に従い、患者さんに十分な情報を提供し、同意を得た上で医療を提供します。
 - (2) 患者さんは、医療者から十分な説明と情報提供を受けた上で、治療・検査・その他の医療行為について自らの意志と価値観に基づいて選択・決定したり、拒否する権利があります。
なお、拒否したとしても一切の不利益を被ることはありません。
3. 判断・意思決定能力が低下・欠如している（不能な）患者さんへの対応について
 - (1) 意識不明や判断能力のない患者さんにおいては、ご家族等適切な代理人の同意を得て、治療に必要な判断と決定を行います。但し、緊急事態で生命に問題があり、且つご家族等に連絡がつかない場合は、医療チームの判断により緊急治療を行います。

- (2) 適切な代理人がない場合は、当院の「医療安全マニュアル：意思決定能力が不足している患者」、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（厚生労働省）に従い、患者さんにとって最善の利益がもたらされるよう、多職種で検討・判断します。

4. 判断能力がある患者さんの治療拒否について

- (1) 治療拒否の理由を十分把握し、治療による利益と不利益を十分に説明した上で、患者さんの望まない治療を拒否できる権利を認めます。必要に応じて「倫理委員会」等にて審議し、その決定に従います。
- (2) 但し、感染症等で治療拒否により第三者に危害が及ぶ可能性がある場合には、治療の拒否は制限される場合があります。

5. セカンドオピニオンについて

- (1) 患者さんには、納得した治療を受けるために、主治医以外の医師からの意見（セカンドオピニオン）を求める権利があり、他の医療機関の診察をご希望される場合には、必要な資料を提供します。その場合にも、一切の不利益を被ることはありません。

6. 宗教的輸血拒否に関する対応について

当院では、患者さんの救命治療を最優先と考え、宗教上の理由などにより輸血を拒否される患者さんに対しては、以下の指針に従って対応します。

なお、以下の方針は患者さんの意識の有無、年齢に関わらず適応と致します。

(1) 治療に緊急性を要する場合（緊急手術、症状の急変時など）

1) 患者さんおよび御家族の意思が確認できる場合

治療には輸血が必要である旨を説明したうえで、再度の意思確認を行い、同意が得られた場合には輸血を行います。同意が得られない場合には輸血を行わないことによる問題（症状の悪化、死亡の可能性も含めて）を十分に説明したうえで証明書に署名を頂き、無輸血で治療を行います。

2) 患者さんおよび御家族の意思が確認できない場合

患者さんの救命治療を優先するために、輸血を行います。

(2) 治療に緊急性を要しない場合（待機手術など）

治療（手術も含め）には輸血が必要である旨を説明したうえで、再度の意思確認を行い、同意が得られた場合には輸血を準備して治療を行います。同意が得られない場合には輸血を行わないことによる問題（症状の悪化、死亡の可能性、手術中の状態急変などを含め）、および他院への紹介も可能であることなどを十分に説明したうえで、当院での治療をされるのであれば証明書に署名を頂き、無輸血で治療を行います。

7. 身体抑制について

当院が定める「身体抑制に関するマニュアル」に従い、治療上やむを得ない場合の身体行動制限（身体抑制）は、医師の指示のもと、多職種で「身体抑制の三原則（切迫性・非代替性・一時性）」に基づいて適応・必要性を検討し、必要最軽・最短期間で慎重に行います。

8. 人生の最終段階における医療について

「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン（2015年厚生労働省）」に基づき対応します。患者さんの意志を尊重するとともに、患者さん・ご家族・診療チームとが十分な話し合いにより方針を決定することを原則とします。

また、可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的援助を含めた総合的な医療・ケアを行います。

9. 蘇生不要指示（DNAR指示）について

当院の「DNARガイドライン」に基づき、心肺蘇生の有効性、DNAR指示の適切性を患者さんやご家族、代理人に説明し、倫理的側面を考慮し、適切に検討します。

10. 退院の拒否、強制退院について

一般に医師が入院治療を必用としないという判断を行い、診断に基づき患者さんに対して退院すべき旨の意思表示があった場合は、特段の理由がみとめられない限り入院診療契約は終了すると考えられている。その為医師は、退院を拒否する患者さん及び家族に対しても退院の方針を説明します。

なお、患者さんの問題行動が病院の秩序に著しく支障を及ぼすと考えられる場合や、威力業務妨害や脅迫、暴行などの犯罪行為にかかわると思われる場合は、診療を拒否しうる「正当な理由」になると考えられ病院長が強制退院勧告を致します。

11. 虐待について

虐待が疑われる患者さんについては、診療チームで警察に届けるか否かを検討いたします。

しかし、その前に緊急で治療などが必要な場合、患者さんに判断能力・意思決定能力がなければ、被害者の疑いがある親や親族に病状を説明し、同意を得て医療行為を実施します。

12. 臨床研究・治験について

医療・医学研究の法令・各指針を遵守し、研究協力者（被験者）の尊厳と人権が守られているか、また、研究の科学的妥当性について「倫理委員会」で審議を行います。

13. 臓器提供について

当院は『臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）』に該当する臓器提供施設ではないため脳死判定や脳死判定を目的とした臓器提供施設への搬送は行いません。患者さんからドナー提供の提示があり、臓器提供の意思表示された場合、又は死亡後にご遺族より臓器提供の申し出があった場合は、（社）日本臓器移植ネットワークに連絡を取り、その指示に従います。

14. その他の倫理的問題

その他の倫理的問題については、「倫理委員会」で審議し、その方針に従います。